

部会活動報告
及び

令和2年度活動計画

①相談支援・人材育成部会

活動報告・活動計画

【活動報告】

I ケアマネワーキング

1 開催日程

- 第1回ワーキング 平成 31 年7月3日
- 第2回ワーキング 令和元年9月9日
- 第3回ワーキング 令和元年 11 月 12 日
- 第4回ワーキング 令和2年1月 27 日

2 取組内容

(1) 計画相談支援専門員・指定特定計画相談支援事業所への支援について

① ワーキングでの主な議論等

- 相談支援専門員が疲弊している、相談支援事業所の廃止休止が散見されるとの話を受け、昨年度(平成 30 年 10 月)に相談支援事業所の実態調査を行った。引き続き、課題解決に向け取り組む必要がある。
- 昨年度実施した管理者研修(平成 30 年 12 月開催)の後、管理者から「スーパービジョンは大事だね」と言われ、また対応が親身になったとの声がある。
- 平成 30 年度は、主に、相談支援事業所や相談支援専門員に焦点を当て、スーパーバイズや加算取得を促す管理者研修等を実施してきた。
- しかしながら、事業所の安定運営・経営向上やサービス等利用計画の質の向上には、加算取得のみでは不十分であり、モニタリング回数増が両輪で必要である。モニタリングの見直し(平成 31 年度から全サービス適用)が市町村において理解、適用されているか確認する必要があるとともに、市町村への説明等が必要と考える。
- 加算の取得を促す一方で、人材が確保できない問題もある。そこで、圏域アドバイザーが中心となり、初任者研修等に加え、フォローアップ研修(1日)を開催しているが参加は少ない。

② 管理者研修の実施(令和元年8月 27 日)

- 「縦横に繋がる相談支援体制について」と題し、相談支援体制の現状や課題、サービス等利用計画の重要性(これがあってこそ、福祉サービスを受けることができる)、地域生活支援拠点等の動向、他事業所等との連携構築、各種加算取得促進に向けた説明を実施(県障害福祉課担当)
- スーパービジョンのあり方や管理者として達成すべきことについて、講義・演習を実施(沖縄大学福祉文化学科島村准教授)

③ 計画相談支援体制の実態に係るアンケート調査の実施(令和元年 10 月)

【55 頁参照】

- 市町村並びに指定特定相談支援事業所等における相談支援体制の実態把握を目的にアンケートを実施。
- 市町村については、「モニタリング期間の見直し状況」、「相談支援専門員の増員や新規事業所の増加に向けた取組の検討状況」等について聴取。
- 回答のあった33市町村のうち27市町村において、モニタリング期間の見直しを実施していると回答。
- また、相談専門員の増員や新規事業所の増加に向けた取組を実施、検討していると回答した市町村は5市町村にとどまり、28市町村においては実施も検もしていないと回答。
- 指定特定相談支援事業所については、「相談支援専門員の数」、「新規計画作成依頼を受けた場合の対応状況」、「請求状況」等について聴取。
- 相談支援事業所の約3/4が、相談支援専門員が2名未満となっている。
- 待機者がいる相談支援事業所は約45%となっており、一事業所あたり4名が待機している状況である。このことから、一部の相談支援事業所に業務が集中していることも考えられる結果となった。

④ 相談支援体制の強化に向けた市町村連絡会の開催(令和2年1月 10 日)

【27 頁参照】

- 相談支援体制の現状や課題等について、行政間で共通認識を持つことを目的に、市町村・県福祉事務所・県障害福祉課・圏域アドバイザーによる連絡会を開催。
- 連絡会では、県・市町村・県障害者自立支援協議会・圏域自立支援連絡会・市町村障害者自立支援協議会が、課題を共有し(同じベクトルを向いて)各々が連携を取りながら取組を検討し進めていくことを確認した。
- 特に、「セルフプランの理念」、「適切なモニタリング期間の設定(標準期間の見直しが適切に行われるよう)」、「委託相談支援事業所や基幹相談支援事業所と連携し、各相談支援事業所の繁忙状況を確認の上、特定の相談支援事業所に業務が集中しないよう配慮すること」について説明した。
- また、市町村においては、支給決定等を行う行政機関であるとともに、相談機関であること、その業務においては、情報提供等や権利擁護等のほか、ピアカウンセリングについても取り組む用意がある旨について、沖縄市障害者福祉協会ピアサポートセンターつなぎの職員を招き、ピアサポーターによる活動について説明を行って頂いた。
- 県と市町村が協働で取り組む必要があるものとして、以下について、市町村自立支援協議会(相談部会等含む)への情報提供や問題提起等について依頼した。
 - ・ 相談支援専門員の人材育成、定着の取組の検討
 - ・ 顔の見える相談支援体制の構築に向けた取組の検討(相談支援専門員の孤立化を防ぐ)
 - ・ 計画相談、委託相談、基幹相談の連携構築に向けた取組の検討
 - ・ 特定の相談支援事業所に業務が集中しないような配慮の検討
 - ・ 各取組(好事例等)の共有

⑤ 相談支援事業所から寄せられた意見への対応の作成・配布【別冊】

- 上記アンケートにおいて、63 事業所から課題に感じていること等の意見が寄せられた。寄せられた意見については、意見内容や趣旨等を鑑み、118 の意見に整理し、さらに、類似した項目毎に分類を行った(束ねた)。
- 分類した 23 の意見(項目)については、考えや助言として整理を行うとともに、上記連絡会において市町村と共有を図ったところである。
- 今後速やかに、市町村を經由し、市町村自立支援協議会相談部会や相談支援事業所へフィードバックすることとしている。

相談支援体制強化に向けた市町村連絡会の目的等

(連絡会目的)

相談支援体制の現状や課題等について行政間で共通認識を持ちたい。

(連絡会で確認したい事項)

県、市町村、県障害者自立支援協議会、圏域自立支援連絡会、市町村障害者自立支援協議会が、

- ①課題を共有し、(同じベクトルを向いて)
- ②各々が連携を取りながら取組を検討し進めていくこと。

県と市町村が協働で取り組む必要があると考える事項

1. 相談支援専門員の人材育成、定着の取組の検討
2. 顔の見える相談支援体制の構築に向けた取組の検討
(相談支援専門員の孤立化を防ぐ。)
3. 計画相談、委託相談、基幹相談の連携構築に向けた取組の検討
4. 特定の相談支援事業所に業務が集中しないような配慮の検討
5. 各取組(好事例)の共有

市町村障害者自立支援協議会(相談部会等含む)への情報提供や問題提起等をお願いします。

(参考)

相談支援等に係る平成 30 年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体の
充実・強化に向けた取組について(厚生労働省通知、平成 30 年3月 30 日)

第三 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の内容等

1 計画相談支援等の現状及び課題

(1) 計画相談支援等の現状

計画相談支援等については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）」の施行により、障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用に当たって、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成が必要となった。

サービス等利用計画等の作成の義務化等により、計画相談支援等を実施する指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）の数は、平成 24 年度からの 3 年間で約 3 倍に増加するなど、特に「量的」な側面からの整備は、一部の地域を除き一定程度進められてきたところである。

(2) 計画相談支援等の課題

一方で、計画相談支援等の業務実態等については、以下のような課題が生じているところである。

- 1) モニタリング期間については、国が示した対象者ごとの標準期間を目安として、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとしているが、標準期間どおりにモニタリング期間を設定している市町村が多く、対象者の状況等を勘案した適切な期間に設定されていない可能性がある。
- 2) 相談支援専門員 1 人当たりの対応件数については、相談支援専門員ごとに大きなばらつきがあり、一部の事業所に利用者が集中する状況が見られる。この結果、利用者一人一人に質の高い相談支援を提供することが困難となり、利用者や他のサービス提供事業所等が相談支援の必要性を実感できない場合もある。
- 3) 基本報酬については、現行、サービス等利用計画等の作成時（サービス利用支援費・障害児支援利用援助費）とモニタリング時（継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費）の 2 種類の報酬を設定しているが、丁寧なアセスメント等を行った上で計画の作成等を行った場合でも一律の単価となっており、サービスの質に応じて評価する報酬体系となっていない。
- 4) 者・児の指定基準については、利用者数にかかわらず 1 名以上の相談支援専門員を配置すれば良いため、相談支援専門員の養成自体は一定の水準で行われているにもかかわらず、配置が 1 名のみの事業所が大部分であり、当該相談支援専門員が他のサービスを兼務している場合も多い。そのため、事業所内において、複数の目でサービス等利用計画をチェックすることや人材を育成すること等が困難であり、また、相談支援専門員としての公正中立性が担保されないおそれがある。
- 5) さらに事業経営面においても、計画相談支援等の単体の収支が

赤字であり、独立採算が困難な状況であるため、他サービスからの繰入れ等により補填している事業者が多い。このため、新規事業所が増加せず、既存事業所においても相談支援専門員の確保がより困難となっている。

2 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

(1) 改定の趣旨

30年度改定においては、前述の課題を踏まえて以下を目的とした見直しを行ったところである。

- 1) 対象者の状況等に応じた適切な頻度でモニタリングを行うことにより、計画相談支援等の質が向上するよう、標準期間の一部を見直す。
- 2) 相談支援専門員の担当件数を平準化し、利用者ごとに丁寧な支援を行うことを可能とするため、1人当たりの標準担当件数を設定する。
- 3) 相談支援の質に応じて評価する報酬体系となるよう、質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する加算を創設する。
- 4) 1事業所において相談支援専門員が複数配置され、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできる質が高く、公正中立な事業所が増加するよう、特定事業所加算の拡充を図る。
- 5) これらの見直しによって、適切な支援の実施や体制整備を図っている事業所において独立採算が可能となり、新規事業所の増加や既存事業所における相談支援専門員の増員が促進されることで、各地域での相談支援体制の充実を図る。

なお、具体的な見直し内容は(2)以降において示す。

(2) 基幹相談支援センターへの支援について

① ワーキングでの議論等

- 基幹相談支援センターには、地域の相談支援の拠点として、相談支援専門員へのスーパービジョンの実施やサービス等利用計画の評価や指導助言を通し、地域の相談支援体制の強化に取り組むことが求められているが、県内のセンターは十分にその役割を果たし切れていない状況ではないか。今の現状について、お互いで確認できる場が必要である。
- 国が通知で示している基幹相談支援センターの役割を果たしているか自己点検するアンケートを実施し、これを通し実施状況を把握する。
- 南部では、センター間の横の繋がりを強化するべく動き出している。県は、このような自主的な動きが活発になること、横の連携ができることを目的に、連絡会を開催したいと考えている。
- 未設置市町村には、アンケート結果等から把握した課題等を踏まえ、センターの望ましい在り方などについて説明する機会を持ち、設置を促す。
- 県は(市町村と比べ)専門的人材と関わりが強いことから、今後、センター職員への研修会を行う等人材育成の支援ができるものと考えている。

② 基幹相談支援センター実施状況等に係るアンケートの実施(令和元年9月)

- 設置している10市町村、11か所に対し、主に求められている4つの取組の実施状況の把握を目的にアンケートを実施した。
- アンケートでは、センターの活動について評価を受ける機関や機会がないことや他センターの活動について情報を知りたいという意見があった。

③ 基幹相談支援センター連絡会の開催(令和元年1月10日)

- 基幹相談支援センターどおしの横の繋がり、顔の分かる関係性を構築することを目的に、市町村・基幹相談支援センター・県福祉事務所・県障害福祉課・圏域アドバイザーによる連絡会を開催。
- 連絡会では、県・市町村・基幹相談支援センターが、課題(現状、課題、悩み、強みなど)を共有し、各々が連携を図りながら取組を検討し進めていくことを確認した。
- 特に、基幹相談支援センターが機能している、機能していない要因・背景等を説明し、設置目的等を協議会で検討することが重要であることを説明した。

基幹相談支援センターの設置経緯による差異

基幹相談支援センターとして十分機能していない

基幹相談支援センターとして十分機能している

基幹相談支援センターの役割や機能が不明確

基幹相談支援センターの役割や機能が明確

結果として起こっていること

- ・専従職員が配置されていない率が高い。
- ・相談支援事業所と併設のため、業務の内容が分離できない。
- ・支援困難事例の相談に対応し切れていない。
- ・協議会との連携がうまくいっていない。
- ・利用計画の評価をしている割合が少ない。
- ・地域移行に関する専門職間のネットワーク作りをしている事業所が少ない。
- ・権利擁護に関しては地域の実態把握、普及・啓発まで実施できていない。
- ・日曜日の窓口を休みにしているところが多い。

結果として起こっていること

- ・専従職員が配置されている率が高い。
- ・基幹センターとしての業務の内容を実施。
- ・支援困難事例の相談に対応している。
- ・協議会との連携がうまくいっている。
- ・利用計画の評価をしている割合が高い。
- ・地域移行に関する専門職間のネットワーク作りをしている事業所が多い。
- ・権利擁護に関しては地域の実態把握、普及・啓発まで実施している。
- ・日曜日の窓口を開いているところが多い。

検討などがなく、とにかく設置

協議会などで検討

平成25年度障害者総合福祉推進事業 基幹相談支援センターの実態とあり方に関する調査研究より(一部修正)

令和元年度主任相談支援専門員養成研修

(3) 地域生活支援拠点等整備促進について

① ワーキングでの議論等

- 昨年度(平成 30 年度)、厚労省と県の共催により実施した研修会以降、市町村は、自立支援協議会等で議論を行う等動き出している。県としては、都道府県の役割に基づき、検討状況の聞き取りや検討の早期促進、研修会を実施する等広報支援を行う必要がある。
- 今後、市町村において検討が具体的に進んでいくと、それぞれのカラーがはじまってくるものと思っている。検討がより進むであろう2月や3月頃に、進展のある市町村の取組を発表するのはどうか。

② 地域生活支援拠点等の整備促進に関する研修会の実施(令和元年9月2日)

- 制度概要の説明、先進地調査結果報告(平成 31 年3月、宮城県東松島市)、活用できる補助事業の紹介等を行った。
- グループに分かれ、各市町村の事例報告を行い、相談機能、緊急時の受入、地域の体制づくり等に係る課題等について意見交換を行った。

③ 地域生活支援拠点等の整備促進に関する研修会の実施(令和2年2月予定)

- 市町村自立支援協議会等において議論が進んでいる市町村(3市町村程度)による検討状況の発表を行う予定

Ⅱ 現任研ワーキング

1 活動内容

基本的な内容は、昨年度と同様の内容で実施

○第1回ワーキング

- ・令和元年度研修の持ち方について
- ・30年度研修の振り返り
- ・募集要項等研修全般、各科目の検討

○第2回ワーキング

- ・令和元年度研修の持ち方について
- ・募集要項等研修全般、各科目の検討

○第3回ワーキング

- ・研修全般、各科目の検討

○第4回ワーキング（最終ワーキング）

- ・研修全般、各科目の検討

2 研修の実施状況等（研修の応募者及び受講不可となった者）

100名の定員に対し、120名の申込みがあったが調整の上120名の申込者に対して受講を決定した。

Ⅲ 初任研ワーキング

1 活動内容

基本的な内容は、昨年度と同様の内容で実施

○第1回ワーキング

- ・ワーキングメンバーの選任について
- ・令和元年度研修の持ち方の基本的な考え方について
- ・ファシリテーターについて
- ・募集要項等研修全般、各科目の検討、申込状況
- ・国研修について

○第2回ワーキング

- ・事前課題の確認方法について
- ・宮古島市での開催について状況の共有
- ・ファシリテーターの選任について

○第3回ワーキング

- ・研修全般、各科目の検討

2 研修の実施状況等（研修の応募者及び受講不可となった者）

5日課程について、200名の定員に対し、212名の申込みがあったが調整の上、212名全員に対して受講決定した。

なお、2日課程においては、400名の定員に対し、401名の申込みがあり申込者401名全員に対して受講可とした。

IV サビ管ワーキング

1 活動内容

基本的な内容は、昨年度と同様の内容で実施

○第1回ワーキング

- ・令和元年度研修の持ち方について
- ・国研修受講者の報告
- ・30年度研修の振り返り
- ・各分野の講師について
- ・募集要項等研修全般について

○第2回ワーキング

- ・研修申込者の基準検討
- ・ファシリテーター選定状況、ファシリテーター研修について

○第3回ワーキング

- ・ファシリテーター研修内容の検討
- ・研修カリキュラム担当の確認

○第4回ワーキング

- ・ファシリテーター研修内容の検討

○第5回ワーキング

- ・更新研修について全般の確認

2 研修の実施状況等（研修の応募者及び受講不可となった者）

基礎研修については、定員400名を上回る530名の申込みがあったため、受入数の調整と受講者選考を実施した結果、受講不可は90名となり、440名の申込者に対して受講決定した。

基本的には、事業所からの推薦がない者（個人での申込者）や県外からの申込者、実務経験年数が不足する者等を受講不可としている。

更新研修については、定員400名を上回る590名の申込みがあったため、受入数の調整と受講者選考を実施した結果、受講不可は140名となり、450名の申込者に対して受講決定した。選考基準は基礎研修と同様。

V 地域移行・定着ワーキング

1 開催日程

令和元年7月8日

2 取組内容

(1) 昨年度の課題について

- ① 昨年度の議事録より、以下4つを課題として共有。その対応策について意見交換を行った。
 - ・県事業の周知不足
 - ・県事業の活用が十分でない
 - ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの周知不足
 - ・グループホーム職員等への精神障害者への対応スキル不足等
- ② 周知不足については、コーディネーター会議での説明、各圏域の福祉事務所及び保健所への研修の実施等を確認。事業の活用に関しては、実施している受託事業者との意見交換を行い、実施要綱等の改正等に取り組むことを確認した。
- ③ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについては、各圏域の福祉事務所及び保健所の職員向けの研修を行うこと、グループホーム等の職員に対しては「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」を行うことで、スキル向上に繋げていくことを確認した。

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについて

- ① 令和元年5月29日に参加した「令和元年度精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム～第1回アドバイザー・都道府県等担当者合同会議～」の資料を使用し、研修内容の伝達、意見交換を行った。
- ② 意見交換の中では、地域包括ケアシステムを進める上で、保健分野（保健所、総合精神保健福祉センター）との連携をより密に行っていくことの重要性を確認した。

(3) 精神障害者支援体制加算に係る研修について

- ① 今年度より実施する「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」と「精神障害者の地域移行関係職員に対する研修（多職種合同研修）」について「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」を基礎研修として、「精神障害者の地域移行関係職員に対する研修（多職種合同研修）」を応用研修としてそれぞれ位置づけ、連動して研修を実施することについての説明、意見交換を行った。

(4) 居住支援協議会への提案事項について

- ① 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める上で、大きな課題となっている「住まいの確保」について、障害福祉部局として、居住支援協議会に働きかけを行うための議論を「住まい・地域支援部会」で進めていくことを確認した。

VI 強度行動障害ワーキング

1 活動内容

- 第1回ワーキング
 - ・ 昨年度実施状況の報告について
 - ・ 研修の案内・申し込み方法について
 - ・ 利用者の選定方法(資格要件等)の検討
 - ・ 離島での研修の実施について
- 第2回ワーキング
 - ・ 国研修受講者の報告
 - ・ スキルアップ研修の検討
 - ・ 強度行動障害と行動援護のすみわけ
- 第3回ワーキング
 - ・ スキルアップ研修(案)の策定について
 - ・ 受講者アンケート調査の内容について
- 第4回ワーキング(最終ワーキング(予定))
 - ・ 人材部会の報告
 - ・ アンケート集計結果について

2 研修の実施状況等

- ・ 本島開催 基礎研修・実践研修 各4回開催
- ・ 離島開催 石垣市・宮古島市 各1回開催

研修名	研修期間			定員	開催場所
基礎研修	令和1年5月16日	～	令和1年5月17日	150	沖縄本島
実践研修	令和1年9月19日	～	令和1年9月20日	120	沖縄本島
基礎研修	令和1年10月26日	～	令和1年10月27日	30	宮古島市
基礎研修	令和2年1月16日	～	令和2年1月17日	150	沖縄本島
実践研修	令和2年3月12日	～	令和2年3月13日	120	沖縄本島
実践研修	令和1年10月26日	～	令和1年10月27日	60	沖縄本島
実践研修	令和1年11月30日	～	令和1年12月1日	60	沖縄本島
基礎研修	令和1年7月27日	～	令和1年7月28日	60	沖縄本島
基礎研修	令和1年10月5日	～	令和1年10月6日	60	沖縄本島
基礎研修	令和1年9月14日	～	令和1年9月15日	42	石垣市
基礎研修	令和2年1月6日	～	令和2年2月21日	20	沖縄本島

【活動計画】

I 部会の開催について

- 1 年1回以上の開催とする。
- 2 各ワーキングの報告等を受けて必要な指示、各圏域からの課題検討、その他の全体調整を行う。

II ワーキングの開催について

1 研修関係ワーキングについて

以下については、ワーキングによる企画が人材育成と指定・委託事業の相互推進、市町村との連携構築に効果的と認められるため、各々3～5回程度開催する。

なお、初任研及び現任研については、令和2年度から新カリキュラムに基づく研修を実施することとなっている。

また、主任相談支援専門員養成研修については、九州全域での養成研修を福岡県博多市(予定)において、令和2年9月中旬に5日間実施することとしている。沖縄県からは4名の受講者が割り当てられる予定。

- ①初任研ワーキング(相談支援従事者初任者研修)
- ②現任研ワーキング(相談支援従事者現任研修)
- ③サビ管ワーキング(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修)
- ④【新設】主任相談支援専門員養成研修ワーキング(仮称)

2 ケアマネワーキングについて

以下のテーマ(案)について、2か月に1回開催する。

- ①相談支援専門員・相談支援事業所並びに市町村への支援について
- ②基幹相談支援センターへの支援について(未設置市町村への設置促進含む)
- ③地域生活支援拠点等整備促進について 等

3 地域移行・定着支援ワーキングについて

「住まい・地域支援部会」のワーキングに改編

地域移行・地域定着支援ワーキングにおいては、個別給付で提供される指定一般相談支援の「地域移行支援」、「地域定着支援」のサービスに関わる人材育成を行うことを背景に、相談支援部会に設置された経緯がある。

しかし、現在は、「住まい・地域支援部会」が平成29年度より設置されている点や、今年度の「住まい・地域支援部会」においても、住まいの確保【ハード面】のみの問題だけでなく、地域での生活支援【ソフト面】(移動支援、金銭管理、権利擁護、医療、地域の理解等)についても議論する必要があることを確認している。

以上より、「住まい・地域支援部会」にて住まいの確保【ハード面】を、「地域移行・地域定着支援ワーキング」にて地域での生活支援【ソフト面】を議論する場とし改編したい。

②療育・教育部会

活動報告・活動計画

I 活動報告

自立支援協議会、圏域自立支援連絡会議等から課題として提起されたもの、または、本部会での協議が適当とされたものについて報告・協議等を実施した。

1. 協議した事項、活動状況等について

第1回療育・教育部会

- (1) 第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画について
 - ・ 県障害福祉課より、第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画(令和元年度～令和5年度)の概要について、説明を行った。
- (2) 新サポートノート「えいぶる」の普及および活用状況について
 - ・ 沖縄県発達障害者支援センターがじゅま～るより、新サポートノート「えいぶる」の普及および活用状況について、説明を行った。
 - ・ 委員より、「えいぶる」の普及について、保護者から利用しやすかったという声も届いている、といった情報提供があった。
- (3) ペアレントプログラム等のアンケート調査について
 - ・ 県障害福祉課より、ペアレントプログラム等のアンケート調査結果(調査対象:県内市町村)の報告を行った。
- (4) 『みやくるる』事業報告について
 - ・ チャイルドサポートみやこより、施設及び事業概要等について、報告を行った。
- (5) 第1回医療的ケア児ワーキング(医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場)の報告及び、重度心身障害児・者のショートステイ先の確保について
 - ・ 第1回ワーキングでの協議内容について報告を行った後、意見交換を実施。
 - ・ 重度心身障害児・者のショートステイ先確保について、受け皿が少なく、早急に解決すべき課題として、南部圏域の療育・教育部会から提案があった。

第2回療育・教育部会

- (1) 各圏域の療育・教育部会における協議状況・取組について
- (2) 第2回医療的ケア児ワーキングの開催について
- (3) 医療的ケア児と家族の育児・療育サポートガイドの情報提供について(北部圏域より提案事項)
- (4) 「市町村早期発達支援従事者向け研修会」の周知について
- (5) その他

II 活動計画

1. 令和2年度の療育・教育部会の年間活動計画(案)について

(1) 部会等の開催について

- ・部会及びワーキングともに年2回開催とする。

(2) 療育・教育部会で取り扱うテーマ

- ・新サポートノートえいぶるの普及方法等について
- ・発達障害者などを抱えた本人及び家族の支援について(ペアプロ含む)
- ・医療的ケア児ワーキングとの連携について(重症心身障害児・者の受入先の拡充等)
- ・その他、圏域からの提案事項等について

③就労支援部会

活動報告・活動計画

1 活動報告

- (1) 今年度については、3月中旬頃に開催する予定としている。
- (2) 昨年度の就労支援部会における議論を踏まえ、本就労支援部会、圏域自立支援連絡会議就労部会、及び市町村自立支援協議会就労部会相互間の連携を図りながら、課題等に対して効果的に対応できる体制の構築について検討しているところである。
- (3) なお、今年度については、22委員のうち17委員が任期満了となっていることもあり、新たな委員を加えた新体制で今後活発な議論に望みたいと考えている。

(平成30年度就労支援部会での議論)

- ・各圏域就労支援部会の部会長は障害者就業・生活支援センター長が就任しているが、他県では見られない。部会は、地域の福祉サービス事業所が前に出て進めていくような体制にシフトさせることが必要ではないか。
- ・(障害福祉課)就労支援部会は、専門的な意見を聞くことができる、理解できる人達であるが、裾野は就労支援事業所ということであれば広い。障害者雇用に頑張っているサンエー等と意見交換を行うことはとてもよい場になると考えている。
また、事業指導“支援”という観点で、就労移行等連携調整事業を立ち上げているので、そのような方向にも頑張れるよう取り組んでいく。
- ・(障害福祉課)この数年、福祉サービス事業所から選出した部会員がおらず、障害者就業・生活支援センター長だけが圏域の代表等として出席していた圏域があった。
そこで、より各地域の福祉サービス事業所の意見が反映できるよう、今回、福祉サービス事業所から3人の方を委員に就任していただいたところである。

2 ここ数年議論している主なテーマや取組

- (1) 支援員のスキルアップ、支援員の心得に関して
 - ・支援者が草履やだらしない身なりで企業に出入りしているとの企業からの指摘がある。サビ管研修で取り上げて企業への支援について意識的に取り組んで欲しい。
 - ・接遇のみならず、ビジネスマンとしての基本姿勢が支援者にかけていると思う。
 - ・支援員は、自分が就職できているので面接の仕方を忘れてしまっていることがあること、また、面接の際には障害者本人の特性等を適切に企業の面接員へ伝えることも重要であることから、相談・面接、アセスメント等を体系的に学べる研修を実施している。(沖縄障害者職業センターの取組)
- (2) 行政による支援等に関して
 - ・就労に関する課題は多岐にわたり、市町村によって課題が異なるため、市町村職員を含めた話し合いの場を作ることができるよう、行政・企業・支援者・市民等を対象に総社市長によるフォーラム、意見交換会を開催(市長自らが先頭に立って障害者1500人雇用を目指している。平成24年度420人→令和元年12月末1,065人)
 - ・就業がイメージできない障害者に、「働くこと(職種、働き方、社会)」を知って

もらうことを目的に、実施に雇用しているホテル、老人福祉施設等を見学する「働くを知る見る見学ツアー」を実施（中部圏域障害者就業・生活支援センター、糸満市等）

・就労継続支援 A 型事業所の経営改善計画において、特に改善が必要と認められる事業所に対し、中小企業診断士の派遣を実施。（沖縄県、沖縄県セルプセンター）

(3) 企業との連携に関して

・企業側からは、障害者の接し方が分からない等の声を聞く。雇用を生み出す側であるが、支援があってこそ雇用ができています。

・企業を対象にした各種セミナー等実施（圏域就労部会、沖縄県発達障害者支援センターがじゅま〜る、沖縄障害者職業センター、ハローワーク等）

(4) 優先調達推進に関して

・沖縄県（県及び市町村）の実績は件数、金額ともに増加傾向にある。

④住まい・地域支援部会 活動報告・活動計画

1 活動報告

平成 27 年度より、精神障害者地域移行支援連絡協議会を住まい・地域支援部会として充てていたが、本部会を、3障害を対象とした住まいや地域資源の課題等について協議する場とするため、平成 29 年度より精神障害者地域移行支援連絡協議会から独立・設置した。(開催:1回)

(1) 開催日時 : 令和2年1月7日(火)10:30~12:30

(2) 主な報告事項 :

- ① 住まい・地域支援部会の概要
- ② 各圏域の状況について
- ③ 居住支援協議会等の取り組みについて

(3) 主な協議事項 :

- ① 不動産屋さん・大家さん向けハンドブックの作成について
- ② 先進地調査での質問事項について

(4) 内容 :

【報告事項】

①住まい・地域支援部会の概要

住まい・地域支援部会の法的な位置づけ及び過去の活動実績、課題等について確認を行った。

②各圏域の状況について

各圏域の住まいや地域資源に関する課題や現状などについて共有し、議論した。

〈北部圏域〉

- ・ 圏域の部会の下に、移動支援体制の充実を図るため専門のワーキングを立ち上げ、特化して議論している。
- ・ 資源の少なさに課題があるが、病気や障害が重くなっても、地域で生活し続けることを目標に、各町村でグループホームの立ち上げを検討するなど、課題解決に向けて取り組んでいる。

〈中部圏域〉

- ・ 精神障害者の地域移行・地域定着支援を進めるための協議の場づくりを、ここ数年かけて取り組んできたおかげで、圏域内のすべての市町村に議論するた

めの場は出来ている。

- ・ 今後は市町村の協議の場で課題として挙がっている議題を、圏域の自立支援連絡会議で取り上げて議論する体制の強化を目指し取り組みを進めている。

〈南部圏域〉

- ・ 各機関・各地域の課題や状況を整理しているところ。
- ・ その他、今年度は主に、既存住居の活用やシェアハウスの現状把握、障害者の暮らしを支える人(親やホームヘルパー)の状況把握などについて議論したところ。
- ・ 部会としてやっとまとまりが出てきている段階、今後は当事者の声も聞くことができるような研修会を企画予定。

〈宮古圏域〉

- ・ 現在、宮古島は賃貸物件の入居率が非常に高く、家賃も上昇しており、障害者の住まい確保はかなり深刻な問題である。
- ・ 宮古島市で居住体験の事業を行うとともに、島内の空き屋の活用などについて検討していく。
- ・ グループホームの世話人について、1人体制で業務内の課題や不満等を共有出来る場がないことや、研修等もない等の課題があり、施設やグループホームの支援員に向け勉強会を検討している。

※ 宮古圏域は住まい・地域支援部会の設置はない。宮古島市の居住支援部会については、今年度4回開催している。

〈八重山圏域〉

- ・ 八重山圏域も賃貸物件の入居率が非常に高く、住まいの確保は大きな課題であり、対応策を議論していく必要がある。
- ・ 石垣市営住宅の建て替えが計画されているが、その中で、グループホームとして利用できる部屋が確保される予定である。
- ・ 地域移行・地域定着支援については圏域コーディネーターと連携し研修を定期的に開催する予定。

③居住支援協議会の取り組みについて

居住支援協議会やあんしん賃貸支援事業等、県土木建築部で実施している取り組みについて共有し、議論した。

- ・ 住宅確保要配慮者からの住まいに関する相談を受けるため、社会福祉士の資格を持った専門の相談員を1名配置している。令和元年度(10月末時点)においては94件の新規相談があったとのこと。
- ・ 居住支援協議会については、各市町村でも設置が可能ということで、今後は、各

市町村でも居住支援協議会の設置に向けて取組を進めていく。

【協議事項】

①不動産屋さん・大家さん向けハンドブックの作成について(別紙参照)

大家さんや不動産業者への「障害の理解」や「障害者の支援施策」等について、理解をしてもらうため『不動産屋さん・大家さん向けハンドブック』の作成を、事務局より提案。

作成の際は、居住支援協議会とも連携することとし、完成後は居住支援協議会の協力の得た上で、大家さん、不動産関係業者や各圏域、市町村等への周知を行う。

【部会での意見】

- ・ 不動産業者や大家さんについては、自身で「障害者施策」等について調べて勉強している人もいる。
- ・ 最近では、障害者への合理的配慮の部分で、必ずしも「障害者の理解」が進んでいないという訳ではないのではないか。
- ・ それよりも、入居後の支援課題が大きく、入居後に問題が発生するも、支援者が次々と代わる状況等、不動産関係者は困っている。

【今後の方針】

- ・ 入居前の「障害者への理解」のような普及啓発だけでなく、入居後も含めた支援について、議論する場は設けた方が良いとの意見より、来年度よりワーキンググループを設置し、議論することとしている。

②先進地調査での質問事項について

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築や個別給付メニューである「地域移行支援」、「地域定着支援」を上手く活用している先進地への調査を実施予定。

調査後は部会員へのフィードバック等も行うため、調査の概要について説明。質問事項について、追加事項等がないか確認を行った。

2 活動計画

(1) 部会の開催について

- ・部会は、年2回の開催。
- ・ハンドブック作成に向けたワーキンググループを全3回実施予定。

(2) 取り扱うテーマ

- ・不動産屋さん・大家さん向けハンドブックの作成について
- ・地域移行支援・地域定着支援について
- ・その他圏域からの提案事項について

不動産関係業者向けハンドブックの作成に向けて ①

提案の経緯

- ・長期入院患者の精神障害者や施設入所中の障害児・者の地域移行を進め、障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が求められている。(第5期沖縄県障害福祉計画・第1期沖縄県障害児福祉計画)
- ・沖縄県自立支援協議会にて、「住まい確保」についての意見あり、居住支援協議会との連携が求められている。また、令和元年7月8日の「地域移行・地域移行ワーキング」でも「居住支援協議会」へ障害部局として議題を提案することを確認。
- ・居住支援協議会(11/27)に参加したところ、大家さんや不動産関係業者に対して「障害者の理解」や「障害者の支援施策」等について十分に情報を提供できていない点や、大家さん向けマニュアルにも「障害福祉施策」における内容が殆どない状況を確認。



今後の方針

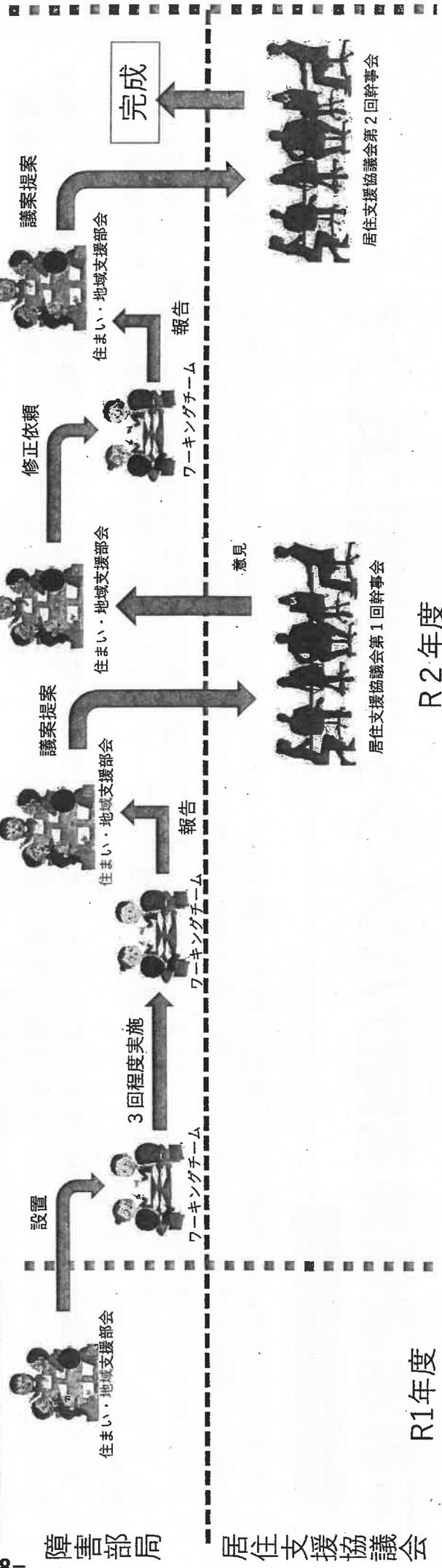
- (1) 住まいの場の確保に向け、大家さんや不動産関係業者への「障害者の理解」や「障害者の支援施策」等について理解してもらうため、大家さんや不動産関係業者向けのハンドブック「不動産屋さん・大家さんの為のハンドブック～障がいのある方を理解するために～(仮)」を作成する。
- (2) 作成する上で、居住支援協議会にて、委員(不動産関係、各関係機関)の意見を経ることとする。完成後は居住支援協議会及び、不動産関係業者・大家さん等への周知(研修、広報等)を行う。

不動産関係業者向けハンドブックの作成に向けて ②

ハンドブック作成に向けて

- (1)ハンドブック作成のワーキングとして、現在、相談支援部会の下部組織としている「地域移行・地域定着ワーキング」の活用は出来ないか。
- (2)その際、「地域移行・地域定着ワーキング」を住まい・地域支援部会の下部組織へと再編する。
- (3)令和2年度中に「ワーキング」にて作成に向けての作業を実施。その都度、居住支援協議会にて意見交換を行う。令和3年度までに完成させるスケジュールを進める。

スケジュール案



⑤権利擁護部会 活動報告・活動計画

1 活動報告

(1) 第1回権利擁護部会(令和元年8月5日(月)開催)

【議題及び内容】

- ① 障害者差別及び障害者虐待の状況について
障害者差別及び虐待の状況について県から報告。
県が実施している虐待防止研修の内容や経済的虐待の考え方等について、部会員からの質問があった。
- ② 意思決定支援ワーキンググループの進捗状況について
ワーキンググループで取り組んでいる意思決定支援ガイドライン補助資料の策定状況について報告。
現在取り組んでいる障害福祉サービスの場面における意思決定支援以外に、今後は、司法、医療、雇用等の場面における意思決定支援について事例を整理し、研修等で活用していくことが提案された。
- ③ 障害者虐待防止に係る市町村(うるま市)の取組みについて
うるま市が行っている障害者虐待防止の取組みとして、施設従事者向け研修、市民向け講演会、施設虐待防止マニュアルの作成支援、高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議の活動等を紹介。他の市町村においても同様の取組みを広げていく必要があるとの意見があった。

(2) 第2回権利擁護部会(令和2年2月4日(火)開催予定)

【議題及び内容】

- ① 意思決定支援ワーキンググループの進捗状況について
ワーキングにおいて策定した、意思決定支援ガイドライン補助資料「現場職員のための意思決定支援対応例」について報告。同資料の最終確認の他、今後の活用方法について検討する。
- ② 障害者差別事例の検討について
障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会として、県相談員が対応した障害者差別等に係る相談のうち、支援が困難だった事例について、部会で共有し、課題を整理する。
- ③ その他
次年度以降の権利擁護部会の取組み等について検討する。

(3) 第1回意思決定支援ワーキング(令和元年7月10日(水)開催)

【議題及び内容】

① 平成30年度までの振り返り

② 意思決定ガイドライン補助資料について意見交換

補助資料のたたき台(ヒアリングを実施した3事業所での支援の流れ、ポイント)を報告し、意見交換を実施。

支援する上での声かけ等の具体的な支援内容や行動観察シートを追加することなどの修正事項を確認した。

(4) 第2回意思決定支援ワーキング(令和元年11月27日(水)開催)

【議題及び内容】

① 意思決定支援ガイドライン補助資料について意見交換

前回からの修正内容を報告し、意見交換を実施。

今後の活用を想定し、資料のタイトルを「現場職員のための意思決定支援対応例」とすることや、同資料の策定に至った経緯(「はじめに」の部分)や意思決定支援のプロセス(利用の仕方)を追加することを確認。

資料の最終的な決定及び今後の活用について、権利擁護部会に諮ることを決定した。

2 活動計画

(1) 部会等の開催について

年3回程度の開催を予定。

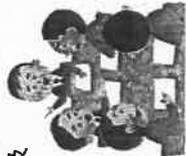
令和2年度 沖縄県自立支援協議会体制図(案)

令和2年4月1日現在
 沖縄県子ども生活福祉部
 障害福祉課

沖縄県自立支援協議会 (障害者総合支援法89の3①)

【役割】

- ① 地域の実態把握・情報共有
 - ② 地域の支援体制の構築
 - ③ 全県的課題の把握・助言
 - ④ 専門的分野の支援法策の普及
 - ⑤ 人材育成
- 【構成員(2)名】
- ① 相談支援事業者(2)
 - ② 障害福祉サービス事業者(1)
 - ③ 保健・医療関係者(2)
 - ④ 教育・雇用関係機関(4)
 - ⑤ 企業・不動産関係事業者(-)
 - ⑥ 障害者関係団体の代表者(2)
 - ⑦ 障害者等及びその家族(1)
 - ⑧ 市町村(2)
 - ⑨ 学識経験者(1)
 - ⑩ 知事が必要と認める者(5)(圏域アドバイザー)



部会

※各分野ごとの課題等を協議、情報共有

- (1)相談支援・人材育成部会
- (2)療育・教育部会
- (3)就労支援部会
- (4)権利擁護部会
(差別解消支援地域協議会)
- (5)住まい・地域支援部会

ワーキンググループ

※特定テーマを集中的に協議

- a.ケアマネワーキング
- b.現任研ワーキング
- c.初任研ワーキング
- d.サビ管ワーキング
- e.主任研ワーキング
- f.強度行動障害ワーキング
- a.医療的ケア児ワーキング
(「協議の場」)
- a.一般就労ワーキング
- b.福祉的就労ワーキング
- a.意思決定支援ワーキング
- a.地域移行・定着ワーキング

【関係する協議会・機関等(技料)】

○沖縄県障害者施策推進協議会
(障害者基本法86⑩)

○沖縄県発達障害者支援センター
(地域生活支援事業)

○障害者就業・生活支援センター
(地域生活支援事業※生活支援分)

○沖縄県居住支援協議会
(住宅セーフティネット法5⑩)

○沖縄県精神障害者地域移行支援連絡協議会
(地域生活支援事業)

市町村自立支援協議会
(障害者総合支援法89の3①)

各圏域自立支援連絡会議 (事務局：各圏域福祉事務所)

※各圏域ごとの課題等を協議、情報共有

- (1)相談部会
(北部、中部、南部、宮古)
- (2)療育・教育部会
(北部、中部、南部、宮古、八重山)
- (3)就労部会
(北部、中部、南部、八重山)
- (4)住まい・地域支援部会
(北部、中部、南部、八重山)

圏域アドバイザー 連絡会議 (地域生活支援事業)

・アドバイザーは、各圏域の市町村や事業所等の支援、情報収集、調整等を行うため、各部会、ワーキング関係機関等への関与を通じ、真実の取り組みと地域との連携を図る

・「コロナレーター」を配置し、アドバイザーを補佐するとともに、より円滑な協議・連携を図る

【関連資料】

○障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数推移（年度末時点）

（単位：件、％）

身体障害者手帳

障害別	H28			H29			H30		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
視覚障害	4,258	95	2.3%	4,194	△ 64	-1.5%	4,207	13	0.3%
聴覚・平衡機能障害	7,978	484	6.5%	8,116	138	1.7%	8,352	236	2.9%
音声・言語・そしゃく機能障害	856	14	1.7%	843	△ 13	-1.5%	851	8	0.9%
肢体不自由	30,147	721	2.5%	29,909	△ 238	-0.8%	30,074	165	0.6%
内部障害	28,533	2,336	8.9%	29,285	752	2.6%	29,443	158	0.5%
心臓機能障害	19,902	1,696	9.3%	20,547	645	3.2%	20,506	△ 41	-0.2%
じん臓機能障害	5,398	346	6.8%	5,480	82	1.5%	5,552	72	1.3%
呼吸器機能障害	1,023	25	2.5%	984	△ 39	-3.8%	987	3	0.3%
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1,735	167	10.7%	1,754	19	1.1%	1,829	75	4.3%
免疫機能障害	359	69	23.8%	384	25	7.0%	415	31	8.1%
肝臓機能障害	116	33	39.8%	136	20	17.2%	154	18	13.2%
等級不明等	0	△ 24	-100.0%	2	2	0.0%	3	1	50.0%
計 (A)	71,772	3,626	5.3%	72,349	577	0.8%	72,930	581	0.8%

※ 平成25年4月から那覇市の中核市移行に伴い身障手帳業務を県から移管したが、表はすべて那覇市分も含めて集計している。

療育手帳

級別	H28			H29			H30		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
最重度・重度 (A1、A2)	4,824	256	5.6%	5,053	229	4.7%	5,271	218	4.3%
中度・軽度 (B1、B2)	10,525	876	9.1%	10,846	321	3.0%	11,204	358	3.3%
計 (B)	15,349	1,132	8.0%	15,899	550	3.6%	16,475	576	3.6%

精神障害者保健福祉手帳

級別	H28			H29			H30		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
1級	7,621	1,244	19.5%	8,117	496	6.5%	8,573	456	5.6%
2級	14,785	1,644	12.5%	15,601	816	5.5%	16,587	986	6.3%
3級	4,432	837	23.3%	4,801	369	8.3%	5,160	359	7.5%
計 (C)	26,838	3,725	16.1%	28,519	1,681	6.3%	30,320	1,801	6.3%

総計	113,959	8,483	8.0%	116,767	2,808	2.5%	119,725	2,958	2.5%
----	---------	-------	------	---------	-------	------	---------	-------	------

【出典】

身体・療育：福祉行政報告例

精神：沖縄県における精神保健福祉の現状（沖縄県保健医療部健康長寿課）

○ 障害福祉サービスの内容と利用者数(平成30年3月時点)

サービス名	内容	利用者数(単位:人)					合計
		圏域別					
		北部	中部	南部	宮古	八重山	
居宅介護	入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービス	107	1,054	1,261	142	106	2,670
重度訪問介護	重度の肢体不自由者を対象とした、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス	12	84	61	10	3	170
行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難のある障害者・障害児を対象とした、行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時の移動支援	0	36	81	0	8	125
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする重度障害者・障害児を対象とした、居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援	0	0	0	0	0	0
同行援護	視覚障害により移動に著しく困難のある障害者・障害児を対象とした、移動に必要な情報を提供するなどの支援や、外出時の移動支援	4	136	273	32	3	448
施設入所支援	施設入所者を対象とした、主として夜間に行われる、入浴、排せつ、食事の介護等	259	708	1,115	121	100	2,303
共同生活援助(グループホーム)	主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における相談その他の日常生活上の援助	195	418	553	82	43	1,291
療養介護	主として日中に病院などの施設で行われている機能訓練、療養上の管理、介護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助	36	143	228	11	9	427
生活介護	常時介護を必要とする障害者を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われている、入浴、排せつ、食事の介護や創作的な活動又は生産活動の機会の提供等	371	1,355	1,829	161	136	3,852
短期入所	介護者が病気の場合などにおける、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護等	50	323	338	11	18	740
自立訓練(機能)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練	2	10	37	0	0	49
自立訓練(生活)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練	13	160	241	4	20	438
自立訓練(宿泊訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練	4	52	34	1	3	94
就労移行支援	職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等	21	192	373	11	24	621
就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象とした、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等	83	797	735	100	85	1,800
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象とした、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等	486	1,879	2,320	234	189	5,108
計画相談支援	支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の見直し	207	1,185	1,287	104	109	2,892
地域移行支援	障害者支援施設等に入所中の障害者または精神科病院に入院中の精神障害者の住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談等	0	2	8	1	0	11
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制の確保、障害特性に起因して生じた緊急の事態の相談等	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等	61	553	776	31	34	1,455
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療	0	41	29	0	0	70
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等	196	1,444	1,750	69	104	3,563
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等	5	128	13	0	1	147
障害児相談支援	支給決定時の障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の見直し	67	437	403	44	39	990
	合計	2,179	11,137	13,745	1,169	1,034	29,264

○指定障害福祉サービス事業所数の推移

	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	平成30年度新規指定
居宅介護	263	266	264	270	16
重度訪問介護	249	254	254	260	17
行動援護	36	37	38	39	2
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
同行援護	118	118	115	110	5
療養介護	6	6	6	6	0
生活介護	136	138	144	161	12
短期入所	64	70	71	77	5
共同生活介護	0	0	0	0	0
施設入所支援	46	46	46	46	0
共同生活援助	88	91	96	102	5
宿泊型自立訓練	6	6	6	5	0
自立訓練(機能)	7	7	6	6	1
自立訓練(生活)	50	52	51	48	3
就労移行(一般)	99	106	95	86	6
就労移行(資格)	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	105	110	108	111	10
就労継続支援(B型)	238	266	283	300	22
就労定着支援	0	0	0	17	17
自立生活援助	0	0	0	1	1
相談支援	0	0	1	0	0
計画相談支援	153	166	180	196	16
地域移行支援	40	46	45	44	1
地域定着支援	39	45	44	43	1
合 計 ①	1,743	1,830	1,853	1,928	140

○指定障害児通所・入所支援事業所数の推移

	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	平成30年度新規指定
障害児相談支援	131	145	158	174	18
児童発達支援	139	185	219	247	35
放課後等デイサービス	227	296	339	382	51
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	1	1
保育所等訪問支援	11	13	15	18	4
障害児入所支援	4	4	4	4	0
医療型障害児入所支援	4	4	4	4	0
医療型児童発達支援	2	2	2	2	0
合 計 ②	518	649	741	832	109

○障害児者指定事業所数の推移

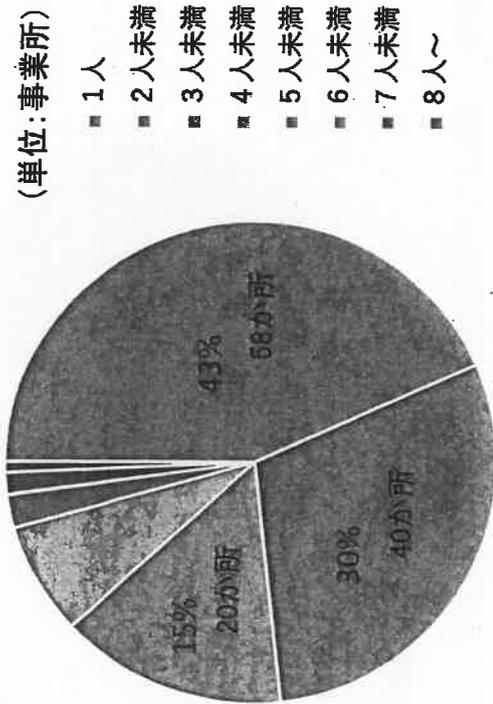
	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	平成30年度新規指定
① + ②	2,261	2,479	2,594	2,760	249

計画相談支援事業所アンケート結果(事業者)

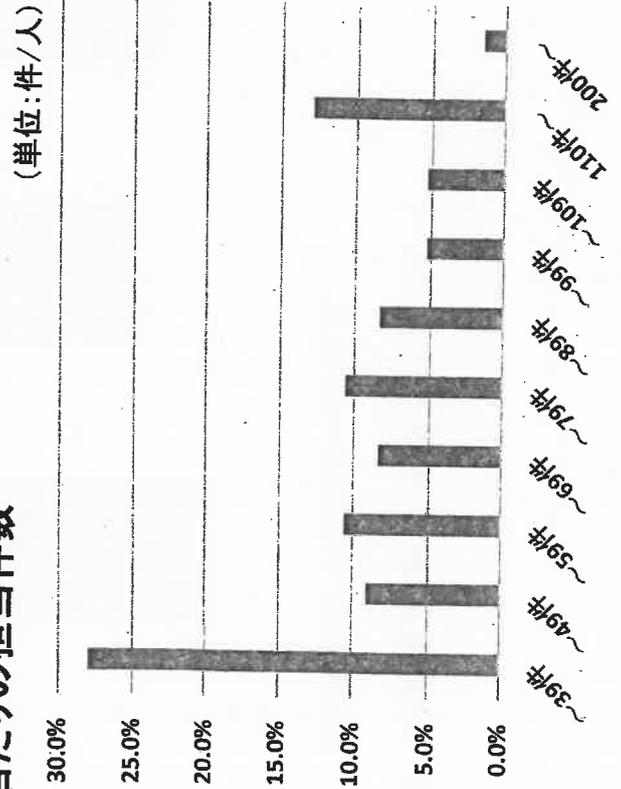
調査項目	前回(平成30年10月実施)	今回(令和元年10月実施)
事業者数	166か所(H30.4.1時点報告数)	176か所(H31.4.1時点報告数)
特定事業所加算の取得	18%	30%
(加算Ⅰ)	—	(1か所)
(加算Ⅱ)	—	(12か所)
(加算Ⅲ)	—	(9か所)
(加算Ⅳ)	—	(19か所)
専門性加算の取得	—	19%
(行動障害支援体制加算)	—	(20か所)
(要医療児者支援体制加算)	—	(4か所)
(精神障害者支援体制加算)	—	10か所
相談支援専門員の配置	1.97人/か所	2.10人/か所
補助職員の配置	0.5人/か所	0.45人/か所
1人当たりの担当ケース数	62.5件/人	65.9件/か所
うち、最多数	245件/人	288件/人
待機者数	206人	254人
回答数	142/166事業所(回収率86%)	135/176事業所(回収率78%)

1. 相談支援専門員の状況について

(1) 相談支援専門員の数



(2) 1人当たりの担当件数



○配置している事業所では、「1人」が最多。

○全体の約3/4が、2人未満の配置

○134事業所計: 282人

●1事業所当たりの相談支援専門員数: 2.10人

(前回調査(H30.10.1): 1.97人)

●相談員の約1/4は、担当件数が39件以下。

1人当たり担当件数の133事業所合計→8,770.1件

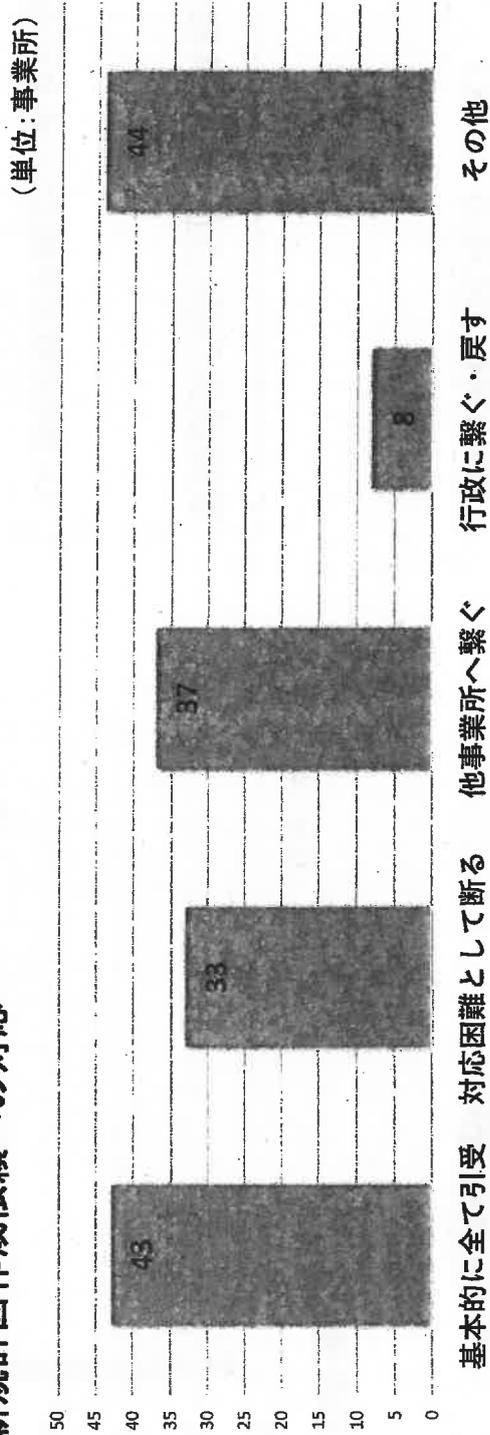
÷134事業所≒65.9件/人

(参考)

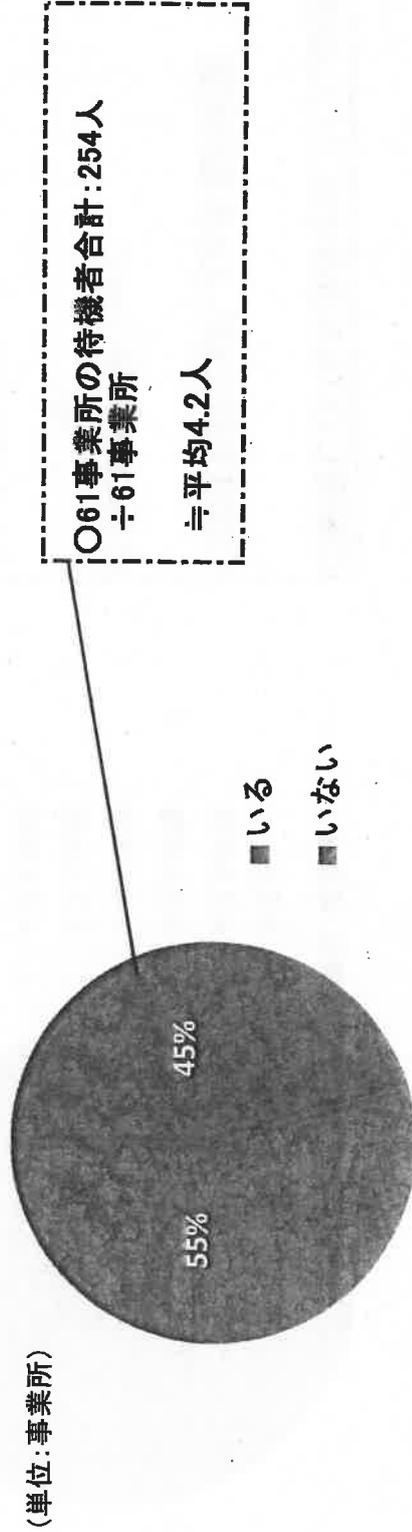
・回答のあったものうち最多: 288件/人

2. 相談支援事業所の対応について

(1)新規計画作成依頼への対応

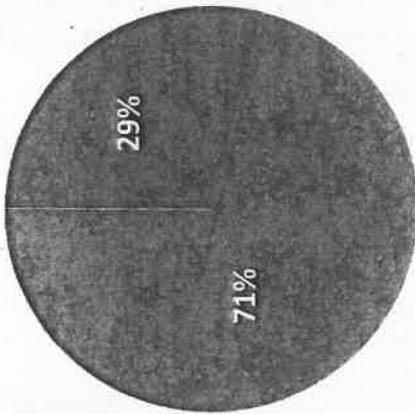


(2)待機者の有無



(3) 請求状況 (過去3か月以上請求が間に合わなかったことがあるか)

(単位: 事業所)



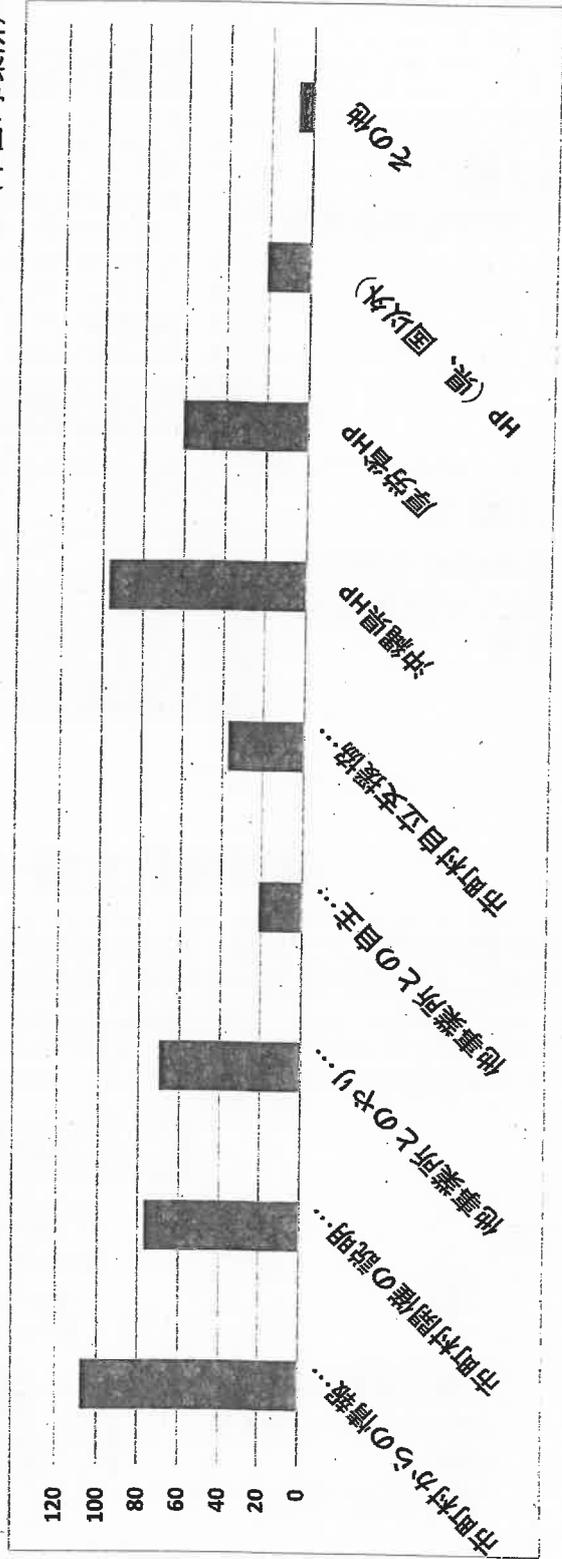
■ ある
■ ない

●期限内に請求が出来ている事業所は、
約3/4

- 請求が間に合わない理由
- ・記録作成が間に合わない (58%)
 - ・相談員が請求事務を行っており時間的に厳しい (37%)

(4) 各種情報の収集方法

(単位: 事業所)



重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手→基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手→市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

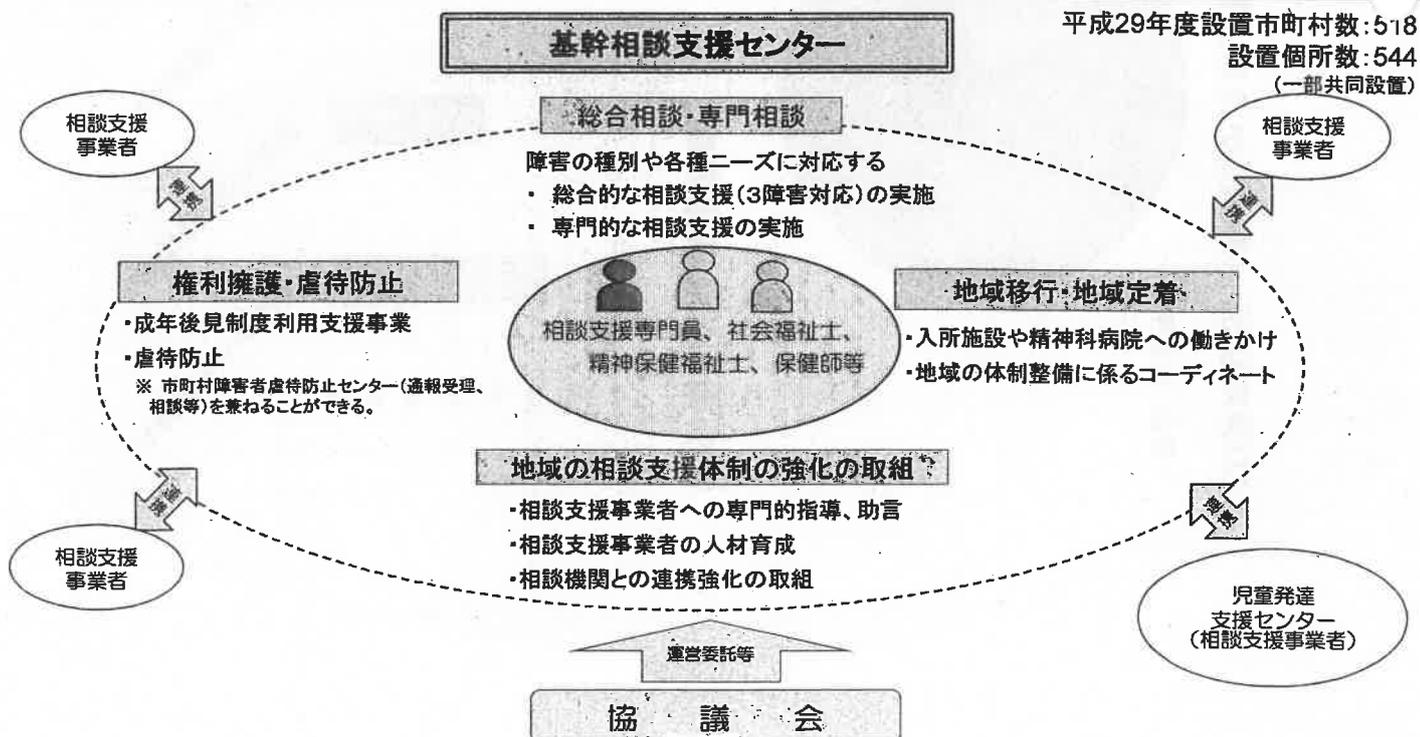
- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援

主な担い手→指定特定相談支援事業

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

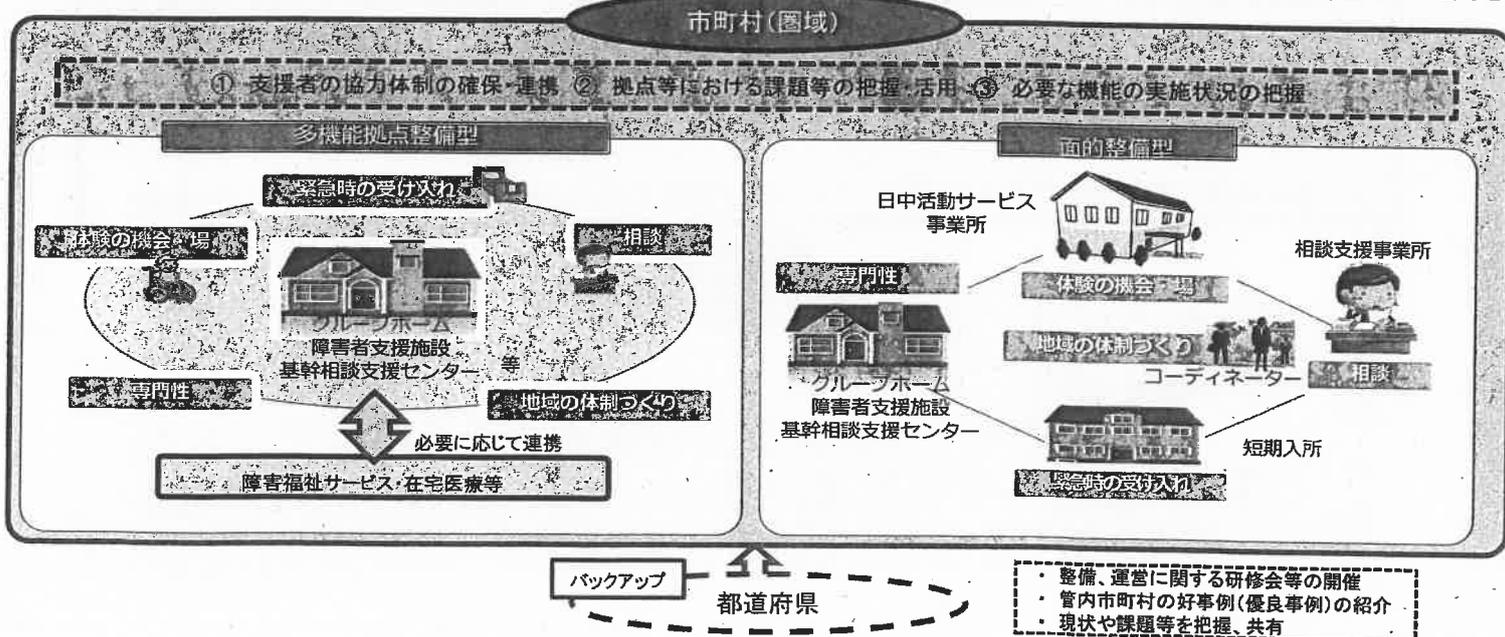
※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

(例:「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等)

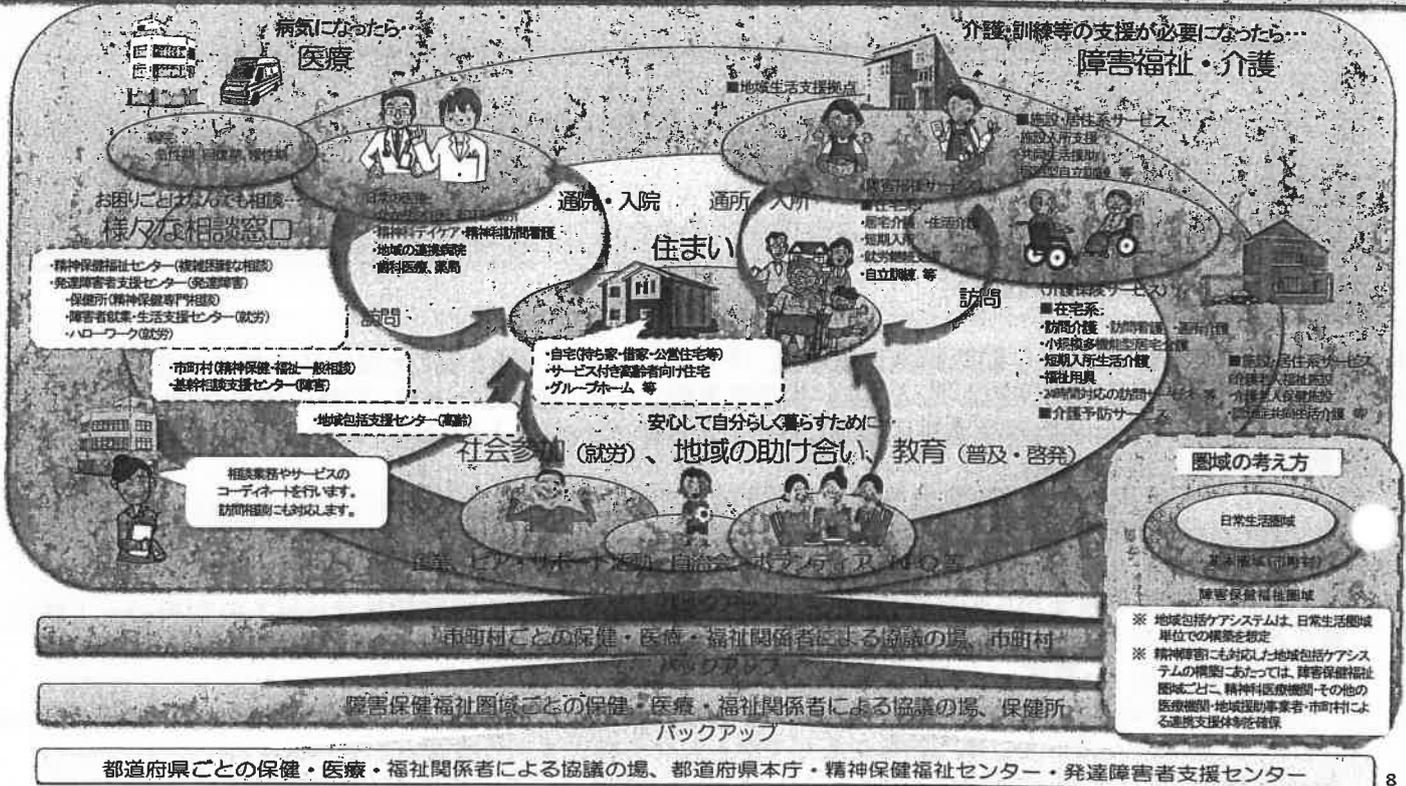
●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、①医療、②障害福祉・介護、③住まい、④社会参加（就労）、⑤地域の助け合い、⑥教育が包括的に確保されたシステムを指します。

※「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き（2019年3月）」より抜粋

地域包括ケアシステムが構築されることで
「精神障害者やその家族が暮らしやすくなること」が目的。

『人材育成の地域での展開』

長野県 上小圏域障害者総合支援センター

橋詰 正

令和元年12月

1

本科目のねらい

指定特定相談支援事業所・委託相談支援事業所の相談支援専門員が、地域でつながりを持ち、地域で育っていくための仕組みが必要です。

そのため、本科目では主任相談支援専門員は、市町村の理解と協力の下で、育成するための基盤を整備すると同時に、主任相談支援専門員として、自らの地域のOTJ(実地教育)を司るための知識と技術を身に着け、その先にある地域作りへの足掛かりの役割を担うことを理解する。

項目

(研修講義と演習の流れ)

- 科目の導入 10分
- I セッション1 講義1 20分 圏域(地域)でのOJT
テーマ:『主任相談支援専門員の地域での役割』
演習1 30分 (個人ワーク10分 グループワーク20分)
まとめ 10分 振り返りとまとめ
- II セッション2 講義2 10分 サービス等利用計画の質を高めるための個別スーパービジョン
テーマ:『法定研修における実地教育と相談実践の中でのスーパービジョン』
演習2 10分 相談支援の質の向上に向けたスーパービジョンの方法
(個人ワーク 10分)

〈昼食休憩 60分〉

- 演習2 20分 相談支援の質の向上に向けたスーパービジョンの方法
(グループワーク20分)
まとめ 10分 振り返りとまとめ
- III セッション3 講義3 10分 事例検討とグループスーパービジョン
テーマ:『個別課題から地域課題へ転換するグループスーパービジョン』
演習3 30分 地域でスーパーバイズし合える人材育成のステージと目的
まとめ 10分 人材育成の地域での展開のまとめ
- 講義 10分 『地域住民や他機関を巻きこんだ研修』

振り返りシート
のご記入を!

令和元年度主任相談支援専門員養成研修

3

I セッション 1

『主任相談支援専門員の 地域での役割』

〈地域の人材確保と定着率〉

- ここにアクセスすれば積極的にスキルアップすることができ、自身の魅力や能力を更に高めることができる環境がある

〈チャンスとチャレンジの機会を地域で作り出す〉

- 同じ価値観と視野、知識とスキルを持った優秀な人材を育成する環境が地域にある

参考資料 経産省・経産省向け動画ラーニングメディア

令和元年度主任相談支援専門員養成研修

4

講義1 主任相談支援専門員の地域での役割

～人材育成するためのステージ作り～

《相談支援従事者養成研修における地域の役割》

○自分たちの地域の相談支援専門員を育てる基盤を整備すること



1. 育成エリアの地域を整理する
2. 市町村の理解を得て協働で法定研修の現地教育と、相談支援の現場実践での育成モデルを構築
3. 地域で研修企画講師の育成と事務局体制の確保
4. 実践と振り返りの積み重ね
5. 地域における人材育成の継続性の担保
(市町村障害福祉計画・基幹相談支援センターの委託仕様書など再検討)

令和元年度主任相談支援専門員養成研修

5

新しいカリキュラムによる研修準備 ～現地研修企画の参考として～

考えられる研修	具体的な研修内容	想定研修方法
地域における 現地教育(初任)	インテークからアセスメント (事例演習後の実践ケアマネジメント) ※実践事例の無い初任者への応援 地域資源情報の収集と整理(協議会等)	①アウトリーチによる現地研修 ②情報入手方法と実態の説明 及びアウトリーチによる現場把握
地域における 現地教育(初任)	法定研修の演習での検討を受けて 再アセスメント～サービス等利用計画の作成	①アセスメントの検証(再アセスメントする視点他者の視点のSV・グループ検討)
地域における 現地教育(現任)	演習で確認された支援課題について チームで検討	①事例検討・GSVへの事例提出 ②他者の事例検討・GSVへの参画
地域における 現地教育(現任)	(自立支援)協議会の理解と参加	①協議会事務局での説明 ②部会・事務局会議への参画 ③提案の作成

研修は、受講生が「自ら行う」こと
教育は、教え手が受講生に「働きかける」こと

研修は「研ぎ修める」という字の通り、自らが行う行為であるのに対し、
教育は「教えて育てる(育つ)」と、相手にしてもらう行為

株式会社ワーク&ワーク コラムレポートより

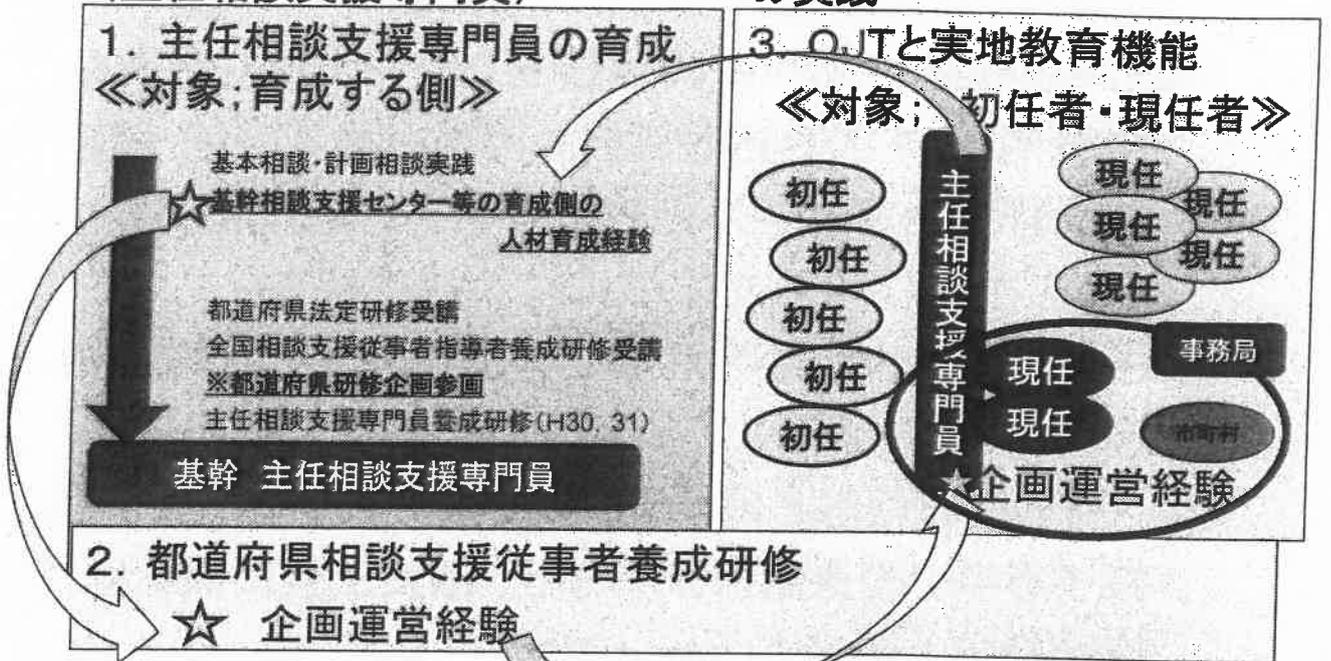
令和元年度主任相談支援専門員養成研修

6

地域の人材育成を担う側の育成と事務局機能

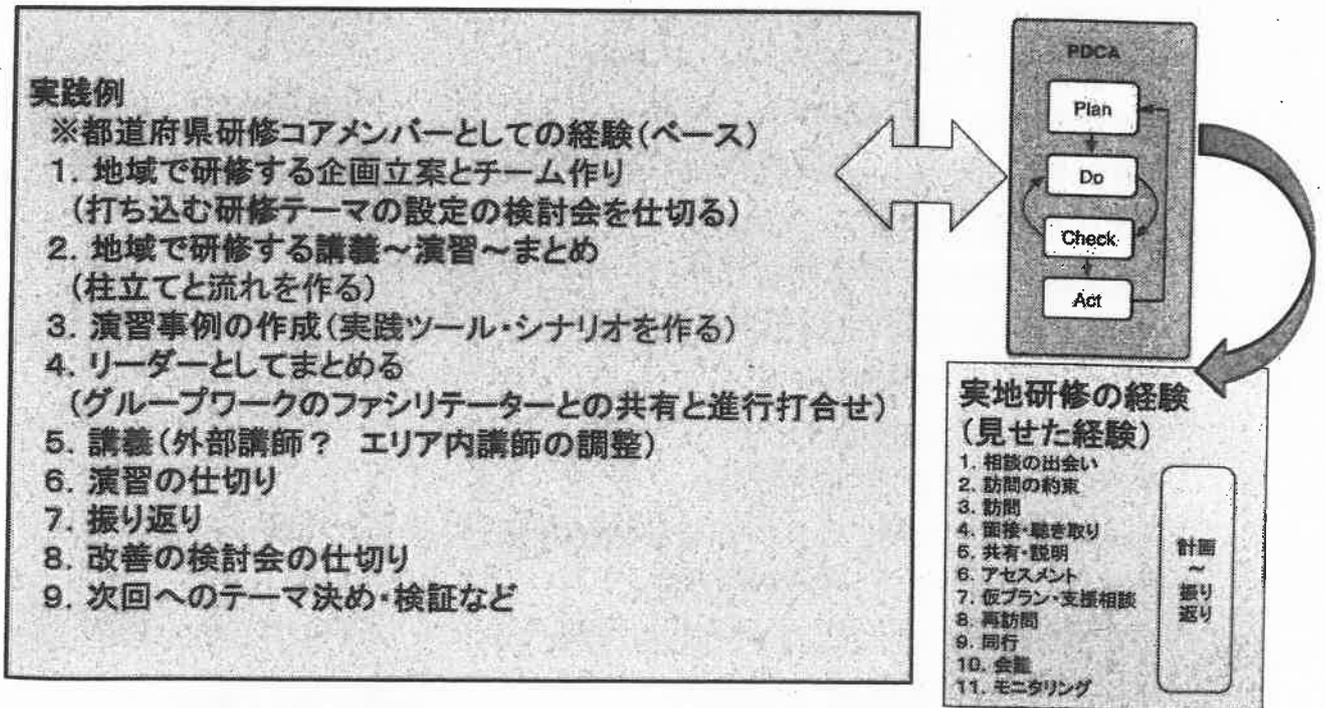
基幹相談支援センター等
(主任相談支援専門員)

想定される人材育成エリアでの実践



令和元年度主任相談支援専門員養成研修

実践と振り返りの積み重ね



令和元年度主任相談支援専門員養成研修

育成エリアの人材育成の継続性の担保

1. システム化は継続性を高めるため
2. 障害福祉計画や基幹相談センターの委託仕様書に事業として入れ込むことは、契約・事業計画～実践～評価～次年度へとPDCAサイクルとなる
3. この機能は相談支援の人材育成に留まらず、さまざまな連携や協議会活性化をも作り出し、地域力の向上にもつながる
4. 制度改正等などの最新情報を提供・共有したり、実践する中での課題の共有など、相談支援に係る協議会機能と重複するようになる

令和元年度主任相談支援専門員養成研修

11

教育システムと市町村の協力

1. 研修企画

(1) 地域における研修企画と実地教育

集合研修(フォロー説明・グループ検討)

個別又は少人数でのグループ学習

個別でのアウトリーチ(後方支援・現場実践)

(2) エリア研修企画チームの編成

企画側の相談支援専門員の育成ビジョン(基幹内育成・エリアチーム・他)

(3) 相談支援の質の向上に向けた地域における実地研修とそれ以外のエリア研修の検討と企画実施

2. 市町村協力(協議会協力)

開催の主催・共催・後援の整理

法定研修でない研修への招集<<研修の位置づけ:エリア研修の位置づけ>>

必要に応じた(注1)外部講師の導入

<<予算を伴うことになるので計画性と検討>>

3. 事務局(基幹相談機能)仕様書等

システム化による継続性の担保への検討



令和元年度主任相談支援専門員養成研修

12

医療的ケア児の支援体制整備について

1 県内における医療的ケア児の人数(H31/4/1現在)

(調査方法)市町村を通じて、県内の医療的ケア児の人数を調査

	0歳以上～ 6歳未満	3歳以上～ 6歳未満	6歳以上～ 18歳未満	合計
北部	5	7	15	27
中部	16	37	47	100
南部	20	18	43	81
宮古	3	2	12	17
八重山	2	0	3	5
合計	46	64	120	230

2 市町村における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置状況

	平成30年度 実績	令和元年度 見込み	令和2年度 見込み	未定
北部	6	2	1	0
中部	4	3	2	2
南部	4	3	4	5
宮古	1	0	0	1
八重山	2	0	1	0
合計	17	8	8	8

※ 国の基本指針の中で、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末まで、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本」としている。なお、県及び圏域単位の協議の場については、設置済み。

3 市町村における医療的ケア児コーディネーターの配置状況

	令和元年度 見込み	令和2年度 計画目標
北部	1	1
中部	6	10
南部	1	6
宮古	0	0
八重山	0	0
合計	8	17

※ 医療的ケア児等コーディネーターは、自らの専門性による支援を行いつつ、他の分野にも一定の知見を有し、対象児の支援に当たり、関係者・関係機関と連携(総合調整)を図る者であり、各市町村において配置が予定されている。(各市町村の障害児福祉計画で定めるよう、国の基本指針に明記)

※ 県としては、保健師、訪問看護師、相談支援専門員等を受講対象とする「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」により人材育成を行い、各市町村への配置を支援・促進する。

共生社会の構築

(1) 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策推進

① 啓発活動や広報媒体を活用した理解の促進

平成26年4月1日に施行された「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」(共生社会条例)に基づき、障害や障害のある人に関する県民の理解を深めるため、啓発活動や広報媒体を活用した理解の促進を図っている。

平成30年度は、県民向け普及啓発イベントやフォーラム等を実施するとともに、パンフレット等の配布、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用した広報を実施した。

② 相談体制の充実

障害を理由とする差別等の相談に対応するため、広域相談専門員の配置、調整委員会の設置、相談員に対する研修等を実施し、相談員の資質向上を図るなど相談体制の充実に努めている。

平成30年度は、各圏域で相談員研修を実施した。

③ 相談件数

【県】

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間に、県に寄せられた相談件数は54件で、その内訳は、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が8件、合理的配慮に関する相談が9件、つらい事や嫌な事に関する相談11件、その他意見等が26件であった。また、対応回数は492回で、1件当たりの平均対応回数は、9.1回であった。

【市町村】

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間に、市町村に寄せられた相談件数は50件で、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が11件、合理的配慮に関する相談が16件、つらい事は嫌な事に関する相談が18件、その他意見等が5件であった。また、対応回数は178回で、1件当たりの平均対応回数は、3.6回であった。

※平成30年度の調整委員会への助言・あっせんの申し立ては2件であった。

(2) 障害者虐待防止の推進

① 障害者虐待防止のための啓発

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)の周知及び障害者虐待防止の取組を推進するため、障害者虐待防止について広く啓発を行っている。

② 障害者虐待防止センター及び障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応研修について

障害者虐待の問題について、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者の理解を深めるとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図ることを目的とし、研修を実施している。

③ 障害者虐待の状況（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの障害者虐待の件数等）

- 養護者による障害者虐待の件数は、42件であった。
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の件数は、10件であった。

ア 養護者による障害者虐待の内訳

a 通報・届出の受理件数

機関	件数
市町村が通報・届出を受理した件数	78件
県が通報・届出を受理した件数	2件

b 事実確認調査の結果、虐待と認定した42件の内訳

(a) 虐待の類型（複数回答）

虐待の類型	件数	構成割合
身体的虐待	28件	51.9%
性的虐待	1件	1.9%
心理的虐待	15件	27.7%
放棄、放置（ネグレクト）	4件	7.4%
経済的虐待	6件	11.1%
合計	54件	-

※構成割合は、養護者による虐待と認定した54件に対するもの（複数回答のため）。

(b) 被虐待者の障害種別（複数回答）

被虐待者の障害種別	被虐待者数	構成割合
身体障害	8人	15.7%
知的障害	15人	29.4%
精神障害（発達障害を除く）	24人	47.0%
発達障害	3人	5.9%
その他の心身機能の障害	1人	2.0%
合計	51人	-

※構成割合は、被虐待者数51人に対するもの（複数回答のため）。

(c) 性別

性別	人数	構成割合
男性	15人	35.7%
女性	27人	64.3%
合計	42人	-

※構成割合は、被虐待者数42人に対するもの。

(d) 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

被虐待者から見た虐待者の続柄	人数	構成割合
父	14人	28.0%
母	10人	20.0%
夫・妻	8人	16.0%
息子・娘	3人	6.0%
兄弟姉妹	10人	20.0%
その他	5人	10.0%
合計	50人	-

※構成割合は、虐待者数50人に対するもの。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の内訳

a 通報・届出の受理件数

機関	件数
市町村が通報・届出を受理した件数	21件
県が通報・届出を受理した件数	0件

b 事実確認調査の結果、虐待と認定した10件